

施設名	十和田市石ヶ戸休憩所	
指定管理者名	(財)十和田湖ふるさと活性化公社	
指定期間	5年中2年目	平成21年4月1日～平成26年3月31日
施設概要	(設置目的) 観光振興を図るため、休憩所を設置する。	
指定管理者の業務	(業務基準書で示している管理業務の範囲を箇条書きで記入) 1.休憩所の利用の案内に関する業務 2.休憩所の施設、設備等の維持管理に関する業務	

施設所管課	観光推進課
-------	-------

評価項目		評価	評価の理由
管理運営状況	開館時間、休館日の状況	B	業務基準書で定める休館日に則って適正に行い、利用者のサービス向上を目的として、休館日を閉館する場合は当課と協議を行っている。
	使用許可及び減免の状況		該当なし
	適正な人員配置	B	職務に当たっては、経験者や有資格者を配置するなど、適正な人員配置が行われている。
	法令の遵守	B	関係法令を順守し、適正に管理運営を行っている。
	維持管理業務(清掃、警備など)	B	職員が定期的に施設内を巡回し、危険箇所を発見した場合は利用者へ注意喚起するとともに市へ速やかに報告するなど安全で快適な利用に努めている。

評価項目		評価	評価の理由
(管理運営状況)	文書の管理保存	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、適正に行われている。
	報告書等の提出	B	業務基準書で定める事業計画に基づき、報告等が適正に行われている。
	管理終了後における引継ぎ		該当なし
	備品の管理	B	備品管理について、過不足のない適切な管理が行われている。
運営状況	施設利用状況	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、施設の有効利用が図られている。
	サービスの向上に向けた取組	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、見直しを図り、費用対効果が図られている。
	自主事業		特に自主事業は計画されていない。

評価項目		評価	評価の理由
指定管理料	指定管理料の執行状況	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、適正に行われている。
	利用料金(使用料)の取扱い		該当なし
	経費節減状況	B	年度計画の見直しを図り、経費縮減に務められている。
	収入の増加	B	年度計画に則り、収入増の効果があっている。
	経理区分	B	業務基準書で定めた区分による適切な経理を行っている。
危機管理対策	事故防止対策	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、必要事項について常に市と連携を取り、判断を仰ぎながら的確に行われている。
その他	保険の加入状況		該当なし

評価項目		評価	評価の理由
(その他)	守秘義務	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、適正に行われている。
	個人情報保護	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、適正に行われている。
	情報公開	B	業務基準書で定める管理の基本方針に則り、適正に行われている。
	連絡調整等	B	関係団体等との調整について常に市と連携を取り、判断を仰ぎながら適切に行われている。

【 講 評 】 評価の結果についての総合的な評価内容

施設管理も適正であり、良好な運営が行われている。